

## 第 30 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和5年1月5日
2、招集場所	御嵩町役場 北庁舎3階 中会議室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	<p>議第97号 : 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第98号 : 農用地利用集積計画について</p> <p>議第99号 : 農用地利用配分計画に対する意見について</p> <p>報第32号 : 農地改良届について</p> <p>報第33号 : 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局長 渡 邊 一 直</p> <p>事務局次長 佐 橋 良 太</p> <p>書 記 長 瀬 弘 樹</p>
6、会議録署名者	12番 田中 幹三郎 委員、13番 石渡 和美 委員
7、欠席委員	—
議 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名で定足数に達していますので、これより第30回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、12番 田中 幹三郎 委員、13番 石渡 和美 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第97号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議第97号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は1ページから9ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、5番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>

<p>5 番 奥村委員</p>	<p>5 番奥村です。1 号事案の説明をします。事務局から説明のあった箇所については省略します。資料の 5-1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、国道 21 号線から主要地方道恵那御嵩線に入り 200m で御嵩町立上之郷小学校から東へ 500m 程のところ。転用の目的は次のとおりです。脱炭素社会を目指す昨今において、再生可能エネルギーによる発電は将来的に大変重要であり、譲受人は今回申請地を購入し太陽光パネル設置用地として有効利用します。譲渡人は、譲受人の申出に応ずるものです。</p> <p>利用期間は許可日から永久。資金調達は全額自己資金です。</p> <p>申請地の北西側は道路、北東側は既存の太陽光パネル設置用地、南西側は道路と宅地、南東側は水路です。</p> <p>雨水は自然浸透です。周辺農地及び住民に迷惑を掛けないように十分留意し、万が一事故が起きた場合には責任を持って解決するとのこと。です。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、誓約書、銀行残高証明、仮登記抹消承諾書、代替地検討資料、法人登記履歴事項全部証明書、会社定款、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定通知、委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、12 月 20 日事前説明、12 月 23 日現地確認により行いました。</p> <p>以上から 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p> <p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案につきまして、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について、12 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
<p>12 番 田中委員</p>	<p>12 番 田中です。2 号事案の説明をします。ただいま事務局より朗読のありました事項については省略します。</p> <p>申請地の場所は名鉄広見線御嵩口駅より北西方向へ 500m、肉のキングさんの前の踏切より東に 350m のところです。転用の目的は</p>

議 長	<p>住宅用分譲地の造成と販売です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は、譲渡人3名とも高齢となり、今後の耕作が難しくなった。一方、譲受人は申請地を取得し、6区画の住宅用分譲地として造成して販売したい。というものです。事業期間は許可日より永久です。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設について説明します。</p> <p>申請地周辺の状況は、以下のとおりです。申請地の東側は農業用排水路、西側は農業用水路及び宅地、南側はお宅の北側に東へ向かって幅員6メートルの道路を付けます。東側道路端は排水路ですので、ガードレールを設置し、行き止まりとなります。この道路の北側に4区画、南側に2区画造成します。道路の両側に側溝を入れ、各区画の雨水は東側排水路に流します。新設道路はセンターから南北にそれぞれ1.5度の勾配をつけますので、道路の雨水も東側排水路に流します。</p> <p>西側水路は真名田ため池から流れてくる農業用水ですので、可変側溝に入れ替えます。自動車が通行する部分は横断用可変側溝とします。</p> <p>北側の隣接宅地にはおよそ1.8メートルの高さで擁壁が入っておりますので、今回の申請地北側にはコンクリートブロック等は施行せず、そのまま土砂をすりつけて造成します。</p> <p>汚水は公共下水道に接続します。上下水道とも西側道路に入っておりますので、各水道とも東へ向けて6号地の前まで配管を埋設します。</p> <p>5号地、6号地の2区画は南側町道と面する形になりますが、西側住宅と道路幅を揃えるため、面積にして5.82平方メートルセットバックします。その部分に可変側溝を新設し、道路雨水が東側排水路に流れるようにします。</p> <p>東側の排水路側は敷地境界線内側にコンクリートブロックを2段積み、土砂等の流出を防ぎます。その上で、水路敷には貼りコンクリートを施し雑草の繁茂を防ぎます。</p> <p>その他、譲受人においては、取得後は周辺に被害が及ばないように十分に注意します。万が一被害が生じた場合には当方が責任を持って対処します。とのことでした。その点につきましては12月23日現地確認により、確認しました。</p> <p>申請書類に関しては、5条申請において必要とされる書類のすべてが整っていることを確認しました。</p> <p>以上のことから本申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をよろしくお願いします。</p> <p>委員から説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あります。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
-----	---

事務局次長	<p>申請地の農地区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p>
事務局	<p>次に議第98号 農用地利用計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。議第98号 農用地利用集積計画の決定について。 農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は10ページをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、山本 恵美雄 推進委員 説明願います。</p>
山本推進委員	<p>12月20日に現地確認を行いました。特に問題等はなかったと思います。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に議第99号 農用地利用配分計画に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。議第99号 農用地利用配分計画に対する意見について。 別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画について、委員会の意見を求めるも</p>

	<p>のとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p>
事務局	<p>次に報第32号 農地改良届について、事務局より報告願います。</p> <p>8ページをご覧ください。報第32号 農地改良届について。別表のとおり農地改良届があったので委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料については、11ページから13ページをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>1号事案について、13番 石渡 和美 委員 説明願います。</p>
13番 石渡委員	<p>13番 石渡です。1号事案の説明をします。</p> <p>事務局より朗読のあった部分については、省略します。</p> <p>耕土の埋め込みを行う目的は、水田を埋め立て畑に転換し、野菜を栽培するため。</p> <p>必要書類、字絵図、位置図、廃棄物を埋め立てしない旨の誓約書、計画断面図、埋立てに対する始末書等確認しました。</p> <p>埋立てに対する始末書について、あまり深く考えずしてしまい指摘の後始末書を出したと申し訳ありませんでした。何卒よろしく願います。とのことです。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>続いて、伊左治 幸次 推進委員 現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたら願います。</p>

伊左治推進委員	石渡委員と現地確認を行い、特段問題等はないように見受けられました。以上です。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、事務局は補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないとのことですので、以上をもって報告とさせていただきます。
事務局	次に報第 33 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。  10 ページをご覧ください。報第 33 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。11 ページをご覧ください。  (朗読)  以上です。
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....  
12 番

.....  
13 番  
.....

